

令和元年第8回長洲町農業委員会定例会会議録

1. 招集年月日 令和元年11月11日（月）
2. 招集の場所 長洲町役場 3階（中会議室）
3. 開 会 令和元年11月11日 午前10時00分
4. 出席農業委員は次のとおりである。

| | | | | | |
|---------|----|--------|----|-------|----------|
| 会長 | 1番 | 濱北 圭右 | | | |
| 会長職務代理者 | 2番 | 増岡 美知子 | | | |
| 委員 | 3番 | 土山 秋吉 | 4番 | 中嶋 英徳 | 5番 松野 智子 |
| | 6番 | 濱崎 伸二 | 7番 | 嶋田 正忠 | 8番 大淵 一弘 |
| | 9番 | 島川 俊昭 | | | |
5. 出席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

| | | | | |
|---------|-------|-------|-------|--|
| 腹赤区域 | 池上 春男 | | | |
| 六栄区域 | 池上 章 | 徳永 章 | 城戸 政治 | |
| 長洲・清里区域 | 坂井 隆浩 | 磯川 伸哉 | | |
6. 欠席農業委員は次のとおりである。

| | |
|-----|-------|
| 10番 | 石井 博俊 |
|-----|-------|
7. 欠席農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

| | | |
|------|-------|-------|
| 腹赤区域 | 中村 建治 | 楠田 源志 |
|------|-------|-------|
8. 本定例会に職務のため出席した者は次のとおりである。

| | | |
|----------|----|-------|
| 農業委員会事務局 | 局長 | 吉田 泰滋 |
| 農業委員会事務局 | 書記 | 木原 弘智 |
9. 提 出 議 案

| | |
|--------|---------------------------|
| 報告第7号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約届について |
| 議案第24号 | 農地法第3条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第25号 | 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第26号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 議案第27号 | 農用地利用集積計画（案）の決定について |
| 議案第28号 | 非農地証明交付申請について |
| | その他 |

事務局

それでは、おそろいですので始めたいと思います。

起立。礼。着席。

それでは、ただいまから令和元年度第8回長洲町農業委員会定例会を開会いたします。

濱北会長

初めに、濱北会長より御挨拶をお願いします。

おはようございます。

稲刈りも終わってほっとしているところでございましょうが、まだ大豆をつくってあるところや、今からは麦づくりも始まりますが、大変忙しい日が続きます。この時期になりますと、昼と夜の寒暖の差が大きく違いますので、体調を崩さないように。

今日は令和元年度第8回の定例会でございます。どうぞよろしく願いいたします。

事務局

それでは、本日の欠席委員を御報告いたします。本日は10番石井委員より欠席の届出の連絡がっております。本日の出席委員は10名中9名であり、定足数に達しておりますので、総会は成立することを御報告いたします。

それでは、長洲町農業委員会会議規則第5条の規定に基づき会長が会議の議長となりますので、以降の議事進行は濱北会長をお願いします。

濱北会長

それでは、これより議事に入ります。

本日の提出議案は、報告第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第27号「農用地利用集積計画(案)の決定について」、議案第28号「非農地証明交付申請について」を議題といたします。

まず、長洲町農業委員会会議規則第15条第2項の規定に従って、本日の議事録署名委員は、2番増岡委員、3番土山委員をお願いいたします。

早速、議事に入ります。

事務局

1ページです。報告第7号「農地法第18条第6項の規定による合意解約届について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

議案書の1ページになります。報告第7号、農地法第18条第6項の規定による合意解約届がありましたので、次のとおり報告をいたします。

議案書の1ページから2ページになります。受付番号が60番から63番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請理由につきましても、議案書記載のとおり合意解約となっております。

簡単ではございますが、以上で報告第7号の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。この件について何か質問等はございますか。
—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、承認したことといたしまして、この件については終わります。

次に進みます。

3 ページです。議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、受付番号15番と16番は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第24号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出をします。

まず、議案書の3ページ、今、会長のほうからありました受付番号15番と16番になります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、議案書の6から11ページに字図等を載せております。場所は上沖洲区の圃場整備地区内と住宅内ということになります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の1ページ、2ページもあわせてごらんください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積6,927㎡、農作業歴39年の経験があり、家族2人で作業を行っておられます。申請地には水稻・野菜が既に作付をされており、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター、田植機、テラーを1台所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から5分程度ということ事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には既に水稻・野菜の作付がしてあり、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということ事です。

また、農薬の使用については、十分に注意をし、農業の維持発展に関する話し合い・活動への参加、地域での取り決めに遵守するという事でございます。

取得後の下限面積要件につきましては、取得後は15番と16番を合わせまして9,323㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号15番、16番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の7番、嶋田委員にお願いをいたします。

嶋田委員

7番、嶋田です。

譲渡人から借りて、今現在、耕作のほうをやられていたんですけども、それをそのまま買って、そのまま本人が耕作するということです。

それと、もう一件ですね。ここも今まで借りてずっと野菜とかを耕作されてきました。本人も野菜づくりとか農業関係を兼業でされております。

問題はないと思いますけれども、皆様の審議のほう、よろしくお願ひします。

濱北会長

ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に御意見を伺います。

池上(春)推進委員

推進委員の池上です。

今、嶋田委員が言われたとおり、立派に整備された田んぼでありまして、畑も管理をされていて、立派に耕して野菜を植えておられます。

何も問題はないと思います。よろしく御審議のほどお願いします。

濱北会長

ありがとうございました。事務局と農業委員、担当推進委員より説明がございました。この件について何か質問等はございますでしょうか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ないようですので、農業委員の方の挙手をお願いいたします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございました。全員賛成ですので、15番、16番は原案どおり決定をいたします。

次に進みます。

受付番号17番です。事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、受付番号17番です。議案書の4ページになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。

申請地につきましては、議案書の12ページから19ページに字図等を載せております。腹赤新町区の区画整理地区や腹赤地区内とちょっと点々としますが、その場所になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の3から6ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、生前贈与による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積1万9,071.91㎡で、家族4人で作業を行っておられます。申請地には水稻・野菜の作付がしてあり、今後も全ての農地を利用するということです。

機械の所有状況でございます。トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、動力噴霧器、営農トラックを1台所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から大体車で5分から10分ということ

| | |
|-----------|--|
| | <p>でございます。</p> <p>地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には水稲・野菜の作付がしてあり、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことはないということです。</p> <p>農薬の使用については、地域の防除基準に従うということでございます。</p> <p>地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して用水路等の管理に努めるということです。</p> <p>取得後の下限面積要件につきましては、取得後は1万9,071.91㎡、一緒ですね。下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないということでございます。</p> <p>以上、受付番号17番の説明を終わります。</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員4番の中嶋委員にお願いいたします。</p> |
| 中嶋委員 | <p>中嶋です。</p> <p>生前贈与ということで、親子ですので別に問題ないかなということだと思います。</p> |
| 濱北会長 | <p>また、農地についてはどこもきれいにいつもされている方でございますし、その辺は安心していいのではなかろうかということでは思っておりますので、よろしく願いしておきたいと思っております。</p> |
| 池上(春)推進委員 | <p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に意見を伺います。</p> <p>推進委員の池上です。</p> |
| 濱北会長 | <p>息子さんに譲られるということで、問題ないと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。この件について何か御意見はございますかね。</p> <p>—ありません の声有—</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございます。なければ、農業委員の方の挙手をお願いします。</p> <p>—賛成者挙手—</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号17番は原案どおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。</p> |
| 事務局 | <p>受付番号18番です。事務局より説明をお願いします。</p> <p>それでは、受付番号18番の説明をします。同じく議案書の4ページになります。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>申請地につきましては、議案書の20ページと21ページに字図等を載せ</p> |

濱北会長

ております。JAたまな長洲総合支所南西側になります。

申請内容、許可基準等について御説明をいたします。説明資料の7、8ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、売買による所有権移転となっております。

全部効率利用要件につきましては、申請人は現在、経営面積7,880㎡、農作業歴23年以上の経験があり、常時雇用者2人とともに作業を行っておられます。申請地には野菜の作付を予定しており、今後も全ての農地を利用するという事です。

機械の所有状況でございますが、トラクター、コンバインを1台所有されておられます。

通作距離につきましては、自宅から車で20分程度という事です。

地域との調和要件、役割分担につきましては、申請地には野菜の作付を予定しており、周辺農地への農業上の利用に影響を及ぼすことがないようにするという事です。

また、農薬の使用方法については、地域の防除基準に従うという事でございます。

地域で定期的に行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力して管理に努めるという事です。

取得後の下限面積要件ですが、取得後は8,204㎡であり、下限面積3,000㎡を超えていることから問題ないと考えられます。

以上、受付番号18番の説明を終わります。

松野委員

ありがとうございます。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員5番、松野委員にお願いいたします。

5番、松野です。

周りは全部畑ですし、きれいにされているので何ら問題はないかと思えます。

濱北会長

ありがとうございます。何かこの件について御意見、質問等がございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の方の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号18番は原案どおり決定をいたします。

次に進みます。

事務局

22ページです。議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

それでは、議案第25号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出をいたします。

議案書の22ページになります。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案

書に記載のとおりです。

申請地は、24ページ、25ページに字図等を載せております。場所がJA たまな長洲総合支所西側になります。

今回の申請につきましては、既に事業が完了しておりますので追認案件ということになります。

なお、農地転用の許可を受けずに建築していることに対しての始末書が添付をされております。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の9、10ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、隣地である自宅を昭和56年に増改築した際に申請地にも住宅に係る位置で行っていたということでございます。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可となります。

資力及び信用力、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、既に事業が完了をしております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅によるものであるため、既存宅地面積207.19㎡と申請地59㎡を合わせた計の266.19㎡が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は既に住宅及び物置きが建築されており、周辺農地への影響はないということです。

その他、給水、生活雑排水及び汚水はなく、雨水については敷地内浸透ということになっております。

以上、受付番号1番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。補足説明を農業委員5番の松野委員にまたお願いしたいと思います。

松野委員

松野です。

もう以前からここは家も倉庫もこのままありました。

もう倉庫も家もかなり古いので、審議のほど、よろしく願いいたします。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員の説明がございました。この件について何か質問等はございますでしょうか。

—ありません— の声有—

濱北会長

なければ、農業委員の賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号1番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

次に進みます。

26ページです。議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申

請について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

議案第26号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、次のとおり提出をいたします。

まず、議案書の26ページの一番上、受付番号8番からです。

申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

申請地は、議案書の28、29ページに字図等を載せております。六栄保育所東側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の11、12ページをあわせてごらんください。

申請理由につきましては、個人住宅建築のため、売買による所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第一種農地と判断しており、原則不許可になりますが、例外的に許可できる場合が定められております。

例外要件につきましては、農地法施行令第4条第1項第1号イ及び同法施行規則第33条第4号の規定に基づき、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に設置されるものであるため、不許可の例外に該当するというところでございます。

資力につきましては、住宅ローン事前審査結果による融資金額が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年1月10日より着工予定、令和2年5月30日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は平たん地のため、特に造成の計画はありませんが、北側及び西側は既に擁壁工事が施工されており、東側の隣接地の境界には土砂、雨水の流出防止のため、5段積みコンクリートブロックを設置するというところでございます。

盛り土、整地に当たっては、土砂の流出、崩壊がないよう慎重に施工をするということです。

周辺農地への影響はないということですが、万が一、被害等が生じた場合は、申請者が責任を持って対応するというところでございます。

その他、給水は町上水道、生活雑排水及び汚水については町下水道、雨水については建物の四方に設置する雨水ますに集水し、自然浸透という

ことでございます。

濱北会長 以上、受付番号8番の説明を終わります。

島川委員 ありがとうございます。今、事務局より説明がございました。補足説明を農業委員の9番、島川委員にお願いいたします。

濱北会長 9番の島川です。

濱北会長 ここはもうずっと隣も宅地を造成してありますし、もう農地も周辺にはありませんので問題はないと思います。審議のほど、よろしくお願ひします。

濱北会長 ありがとうございます。続きまして、担当推進委員の城戸推進委員に意見を伺います。

城戸推進委員 推進委員の城戸です。

濱北会長 これは以前出た物件で、その先隣になりますね。

濱北会長 先ほど説明がありましたように、周辺農地への影響はないと思います。ということで、皆様の審議のほうをよろしくお願ひします。

濱北会長 ありがとうございます。今、事務局と農業委員、担当推進委員より説明がありました。この件について何か質問等、御意見はございますか。

濱北会長… ーありません の声有ー

濱北会長… ないようですので、賛成の農業委員の方の挙手をお願ひします。

濱北会長 ー賛成者挙手ー

濱北会長 ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号8番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

事務局 次に進みます。

事務局 受付番号9番です。事務局より説明をしてください。

事務局 それでは、受付番号9番になります。

事務局 申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。

事務局 申請地の場所ですが、議案書の30、31ページに字図等を載せております。長洲ひまわり幼稚園西側になります。

事務局 許可基準等について御説明をいたします。説明資料の13、14ページをあわせてごらんください。

事務局 申請理由につきましては、個人住宅建築のため、売買による所有権移転となっております。

事務局 申請地の農地区分につきましては、水管、下水道管、ガス管のうち2種類以上埋設道路の沿道の区域、それで申請地からおおむね500m以内に二つの教育施設、医療施設、その他公共施設または公益的施設があるため、第三種農地と判断しており、原則許可となります。

事務局 資力につきましては、金融機関から住宅ローン仮審査終了通知による融資金額が事業費を超過しているため、適当と判断しております。

事務局 申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業

| | |
|-----------|--|
| | <p>計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年1月20日より着工予定、令和2年5月30日完成予定であり、適当と判断しております。</p> <p>計画面積の妥当性につきましては、個人住宅建築によるものであるため、非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、適当と判断しております。</p> <p>転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。</p> <p>周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地は平坦地のため造成の計画はないが、土砂、雨水の流出防止のため、南側隣地には3段積みのコンクリートブロックを、北側道路との境界には6段積みコンクリートブロックを設置するということです。</p> <p>盛り土、整地に当たっては、土砂の流出、崩壊がないよう慎重に施工をするということでございます。</p> <p>周辺農地への影響はないということですが、万が一、被害等が生じた場合には、申請者が責任を持って対応をするということでございます。</p> <p>以上、受付番号9番の説明を終わります。</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました。補足説明を農業委員の2番、増岡委員にお願いいたします。</p> |
| 増岡委員 | <p>2番、増岡でございます。</p> <p>ほとんど周りが住宅ですね。そして、その残っているところにまた建てるということで、何ら問題はないと思います。御審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。続きまして、担当推進委員の池上推進委員に御意見を伺います。</p> |
| 池上(章)推進委員 | <p>推進委員の池上です。</p> <p>周りがほとんど宅地になっております。周りのほうは全部舗装してあって、側溝も入っていますので別に問題はないと思います。皆さんの審議をよろしく申し上げます。</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。ただいま3者の説明がありました。この件について何か質問等はございますか。</p> |
| 濱北会長 | <p>—ありません— の声有—</p> <p>ありがとうございます。なければ、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。</p> |
| 濱北会長 | <p>—賛成者挙手—</p> <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号9番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>受付番号10番です。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、受付番号10番になります。26ページの一番下です。</p> <p>申請人、申請地の所在、地番、地目、地積、施設面積については、議案書に記載のとおりです。</p> |

申請地につきましては、32、33ページに字図等を載せております。J A
たまな長洲総合支所南西側になります。

許可基準等について御説明をいたします。説明資料の15、16ページを
あわせてごらんください。

申請理由につきましては、宅地分譲地、3区画の建設のため、売買による
所有権移転となっております。

申請地の農地区分につきましては、都市計画法に定められている用途
地域、準工業地域であるため、第三種農地と判断しており、原則許可となり
ます。

資力につきましては、金融機関からの残高証明書が事業費を超過して
いるため、適当と判断しております。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、事業
計画書、土地利用計画図等が添付されており、令和2年1月1日より着工
予定、令和2年12月31日完成予定であり、適当と判断しております。

計画面積の妥当性につきましては、宅地分譲地3区画分建設によるも
ので、各区画の面積が非農家住宅基準面積おおむね500㎡を下回るため、
適当と判断しております。

転用行為の妨げとなる権利を有する者についてはおられません。

なお、玉名平野土地改良区との事前協議完了証明書が添付されてお
ります。

周辺農地に係る営農条件の支障の有無につきましては、申請地を道路
高に合わせるため、盛り土及び掘削を行い、居住スペースについてはさら
に盛り土を行うということです。土砂流出がないようL字型擁壁やブロ
ック積みを行うということでございます。

また、宅地造成のため近隣農地への影響はないが、万が一、被害が生
じるような場合は、譲受人が責任を持って対応するというところでござ
います。

以上、受付番号10番の説明を終わります。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局より説明がありました。補足説明
を農業委員5番の松野委員にお願いいたします。

松野委員

5番の松野です。

現在は何もつくってなくて、荒れているような感じではないのです
が、このまま放置すれば荒れていくような感じですので、このまま宅地
として利用していただければいいかと思えます。

何ら問題はないかと思えますので、審議のほど、よろしく願いま
す。

濱北会長

ありがとうございました。今、事務局と農業委員の説明がありました。
この件について何か御意見等はございますか。

—ありません— の声有—

濱北会長

ないですね。ありがとうございます。ないようですので、農業委員の賛

| | |
|------|--|
| | <p>成の方の挙手をお願いします。</p> <p>—賛成者挙手—</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、受付番号10番は原案どおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>34ページです。議案第27号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第27号、農用地利用集積計画(案)が定められたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により決定を求めるものです。</p> <p>今回の申請につきましては35ページが総括表となっております。2019年の期間ごとの総括になります。</p> <p>続いて、36ページが今回の借り手の一覧で、現在の耕作面積に今回の利用権設定面積を合わせまして今後の経営面積となります。</p> <p>詳細面積については37ページからになります。今回、賃借権が9件、23筆、3万3,197㎡、期間借地が4件、7筆、6,676㎡となっております</p> <p>以上、議案第27号の説明を終わります。</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございました。この件について何か質問等はございますか。</p> <p>—ありません— の声有—</p> |
| 濱北会長 | <p>御意見がないようですので、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。</p> <p>—賛成者挙手—</p> |
| 濱北会長 | <p>ありがとうございました。全員賛成ですので、議案第27号は原案どおり決定をいたします。</p> <p>次に進みます。</p> <p>39ページです。本日の最後です。議案第28号「非農地証明交付申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>それでは、議案第28号、非農地証明交付申請願がありましたので決定を求めるものです。39ページの受付番号1番から3番になります。</p> <p>申請人、所在、地番、登記地目、現況地目、地積は、議案書に記載のとおりです。</p> <p>場所につきましては、荒尾市及び玉名市雲雀丘住宅との境界付近になります。</p> <p>申請理由につきましては、双方とも現地は森林の様を呈しており、農地への回復が見込めないため、地目変更を行うものです。</p> <p>なお、農地利用状況調査においては、双方ともB分類の判定を行っております。</p> <p>なお、これまでの荒廃農地の非農地化の審議をいただいたものにつきましては、農業委員会が農地利用状況調査においてB分類判断を行った</p> |

土地に対し非農地判断を行っていただきましたが、今回は土地所有者からの申請により非農地通知書を交付するため御審議をいただくものです。

なお、参考資料17ページに対象地の位置図、18ページにそれぞれの航空写真等を載せておりますので、参考までに御確認ください。

以上、議案第28号の説明を終わります。

濱北会長

ただいま事務局より説明が終わりました。この件について何か質問等がございますか。

—ありません の声有—

濱北会長

ありがとうございます。それでは、農業委員の方の賛成の挙手をお願いします。

—賛成者挙手—

濱北会長

ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第28号は原案どおり決定し、非農地通知書を交付いたします。

以上で本日の提出議案は全て終了いたしました。委員の皆さん、それから推進委員の皆さんから何か御意見等がございますか。質問でも何でも結構です。ないですか。

—ありません の声有—

濱北会長

なければ、事務局より何か。

(その他事務局説明)

1. 農地利用状況調査について
2. 農業委員会ブロック別研修会について
3. 令和元年台風19号等災害義援金について

濱北会長

それでは、これで全て終了いたしました。これをもちまして、令和元年度第8回長洲町農業委員会定例会を閉会いたします。

事務局

起立。礼。

閉会 (終了 午前10時53分)

以上、会議録の顛末を記録し、相違ないことを証するため、ここに議長と共に署名する。

議 長

印

署名委員

印

署名委員

印